

蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画
(改訂版)

令和2年3月

蒲 郡 市

はじめに

本市では、一般廃棄物の適正な処理による循環型社会の形成を目指すため、平成26年3月に「ごみ処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の三者による各役割・方策のもと、ごみの排出抑制や資源化に関する施策を推進してまいりました。



これまでの主な取り組みとしまして、小型家電リサイクル事業の実施や事業系ごみ処理手数料の改正、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信等に取り組み、緩やかではあるもののごみ排出量において減少傾向がみられるなど、皆様のご理解とご協力により一定の成果が出てきているものと思われまます。

しかしながら、計画目標年度（令和10年度）におけるごみ排出量の目標値と予測値ではまだまだ乖離がある状況であり、今後とも積極的な取り組みを進めていくことが重要となってまいります。

近年、国においては、資源循環型社会の実現に向けた取り組みが一層進み、平成27年の国連総会においても令和12年までの新たな国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋プラスチックごみや食品廃棄物等の削減について、日本等、先進国が率先して取り組むこととされております。

今回、こうした社会的状況や国、県の関連計画の内容等を踏まえ、既存計画である「ごみ処理基本計画」の見直しを行い、より一層の適正処理の推進に向けた基本的な方向性を定めるものとして「蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画（改訂版）」を策定いたしました。

本計画では、新たな目標として「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の削減目標を掲げ、新たな取り組みとして、「雑がみの資源化の推進」「プラスチックごみの発生抑制」「食品ロスの削減」を加え、市が積極的な啓発、教育活動を展開してまいります。市民や事業所の皆さまに、一層のごみの減量・資源化をお願いさせていただき、市民や事業者の皆様と協力、連携しながら「チーム蒲郡」で着実な取り組みの推進に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました蒲郡市ごみ減量推進対策協議会の委員の皆様やご協力をいただきました関係各位に、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

蒲郡市長 鈴木 寿 明

～ 目 次 ～

第 1 章 総 論	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	1
第 3 節 計画の期間	4
第 4 節 計画の範囲	4
第 2 章 現状の把握	5
第 1 節 地域の概要	5
第 2 節 ごみ処理の現状	9
第 3 節 ごみ排出量等の現状	17
第 4 節 ごみの排出抑制・資源化施策の実施状況	24
第 5 節 ごみ処理経費	27
第 3 章 課題の抽出	28
第 4 章 将来のごみ発生量と目標設定	30
第 1 節 ごみ発生量の推計	30
第 2 節 目標の国及び愛知県との比較	33
第 3 節 目標の設定	38
第 5 章 ごみの排出抑制・資源化	40
第 1 節 基本方針と現行施策の推進	40
第 2 節 ごみの排出抑制・資源化の取り組み	42
第 6 章 ごみの適正処理計画	47
第 1 節 収集・運搬計画	47
第 2 節 中間処理計画	47
第 3 節 最終処分計画	47
第 7 章 ごみの処理施設整備	48
第 8 章 その他ごみ処理に関し必要な事項	49
第 1 節 不法投棄対策の強化	49
第 2 節 一般廃棄物処分業の許可と適正処理困難物への対応	49
第 3 節 一般廃棄物収集運搬業の許可	49
第 4 節 地球温暖化防止に関する対応	50
第 5 節 災害廃棄物処理計画に関する対応	50

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の目的

ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

近年、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取り組みが一層進み、平成 27 年（2015 年）に行われた国連総会においても令和 12 年（2030 年）までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。

このような状況の中、本市においても、平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの排出抑制や資源化の推進等、資源循環の取り組みを推進してきましたが、廃棄物行政の状況も変化しています。

今回、この「ごみ処理基本計画」に掲げた数値目標や重点施策などについての達成度、各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直し、改訂します「蒲郡市一般廃棄物ごみ処理基本計画」は、循環型社会形成に向け、さらにごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方向性を定めるものです。

第 2 節 計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画として「一般廃棄物処理計画」を定めなければならないと規定されています。

また、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 3 の規定により、当該計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画である「一般廃棄物処理実施計画」からなります。

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を図 1-1 に示します。また、本計画に係る法令の概要については、表 1-1 に示すとおりです。

なお、「ごみ処理基本計画」は、平成 25 年 6 月 24 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知（環廃対発第 1306241 号）に準拠して策定するものです。



図 1-1 本計画と他の計画との関係

表 1-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概 要
環境基本法	平成5年度 (平成24年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保します。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進します。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (平成29年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定しています。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (平成27年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としています。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図ります。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成27年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ります。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていましたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されています。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (平成19年度改正)	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図ります。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (平成23年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ります。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (平成25年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図ります。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成25年度 (平成29年度改正)	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ります。

第 3 節 計画の期間

平成 25 年度に策定した「ごみ処理基本計画」は、平成 26 年度（基準年度平成 24 年度）を初年度とし、令和 10 年度（2028 年度）までを計画期間としています。

本計画は、この「ごみ処理基本計画」の改訂を行うものであることから、引き続き、平成 24 年度を基準年度とし、令和 2 年度（2020 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までを本計画の期間とします。

なお、毎年計画の進捗状況を点検するとともに、概ね 5 年を目安に、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとします。

第 4 節 計画の範囲

本計画の範囲は、本市で発生する「一般廃棄物（ごみ）」を対象とします。

一般廃棄物とは、自ら利用したり他人に譲り渡したりすることができないため不要になったものをいい、一般家庭の日常生活に伴って発生するごみや事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のごみをいい、ごみ区分は、図 1-2 に示すとおりです。

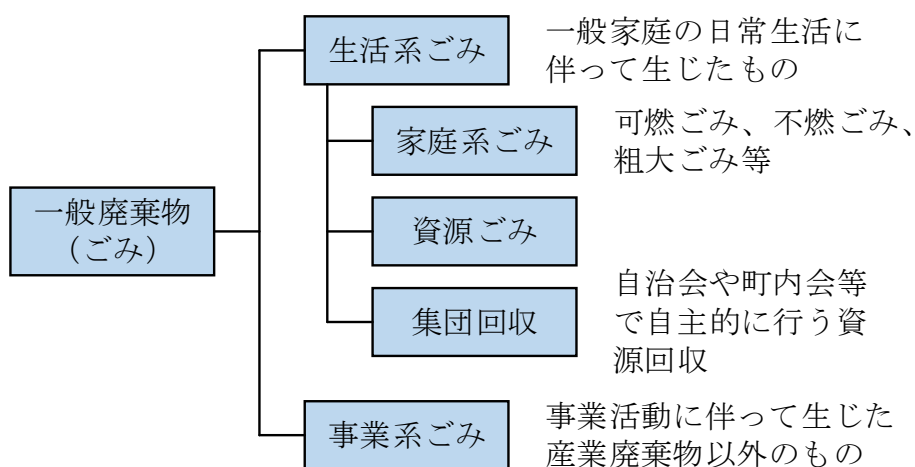


図 1-2 一般廃棄物（ごみ）の区分

第 2 章 現状の把握

第 1 節 地域の概要

1-1 地理・地形的特性

(1) 自然的条件

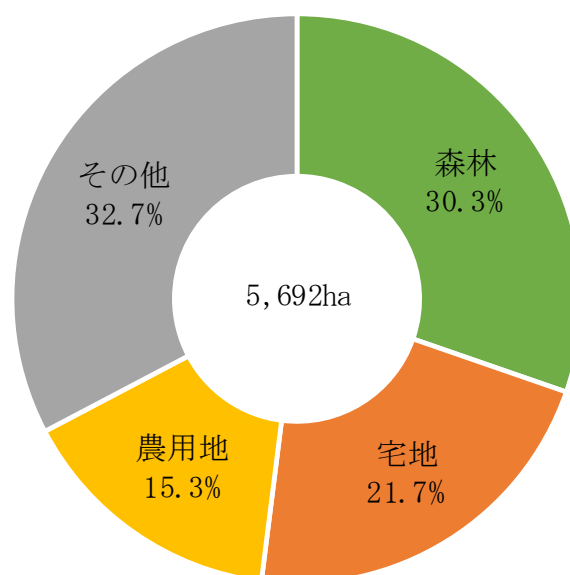
本市は、名古屋を中心とする大都市圏の南東部に位置しています。

北と東西の三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、三河湾国定公園の中心地です。また、本市は知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾の奥に位置しており、海の観光の玄関口でもあるといえます。

気候は温暖であり、降雪しても積もることはほとんどなく、降雨も比較的少なく雨の日は年に 10%程度です。

(2) 土地利用

地目別土地利用面積の割合は、図 2-1 に示すとおりです。森林が 30.3%を占めており、次いで宅地が 21.7%となっています。



資料：「がまごおりの統計 平成30年度」（蒲郡市）

図 2-1 地目別土地利用面積の割合 [平成 29 年]

(3) 交通

市内を東西に抜ける主要道路は、国道 23 号や国道 247 号がありますが、通過車両による渋滞の緩和などから国道 23 号バイパス（蒲郡バイパス）の早期開通が望まれています。

鉄道は、J R 東海の東海道本線が市内を東西に抜けるほか、蒲郡駅から吉良吉田方面へ結ぶ名鉄蒲郡線及び東海道新幹線がありますが、市街地では、鉄道高架の整備により南北の交通を分断することなく、一体的な地域交通を確保しています。

1-2 人口動態

人口及び世帯数は、図 2-2 に示すとおりです。人口は減少傾向を示し、世帯数は増加傾向を示しています。世帯人員は平成 30 年度で 2.46 人となっています。

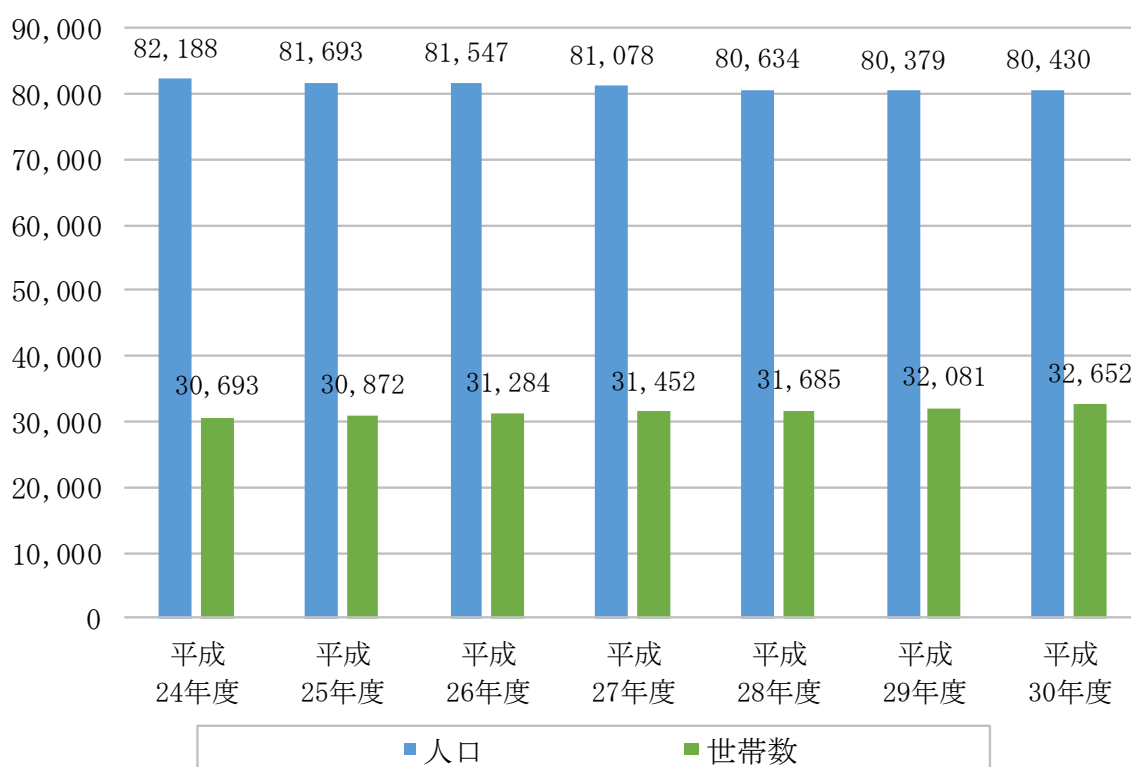
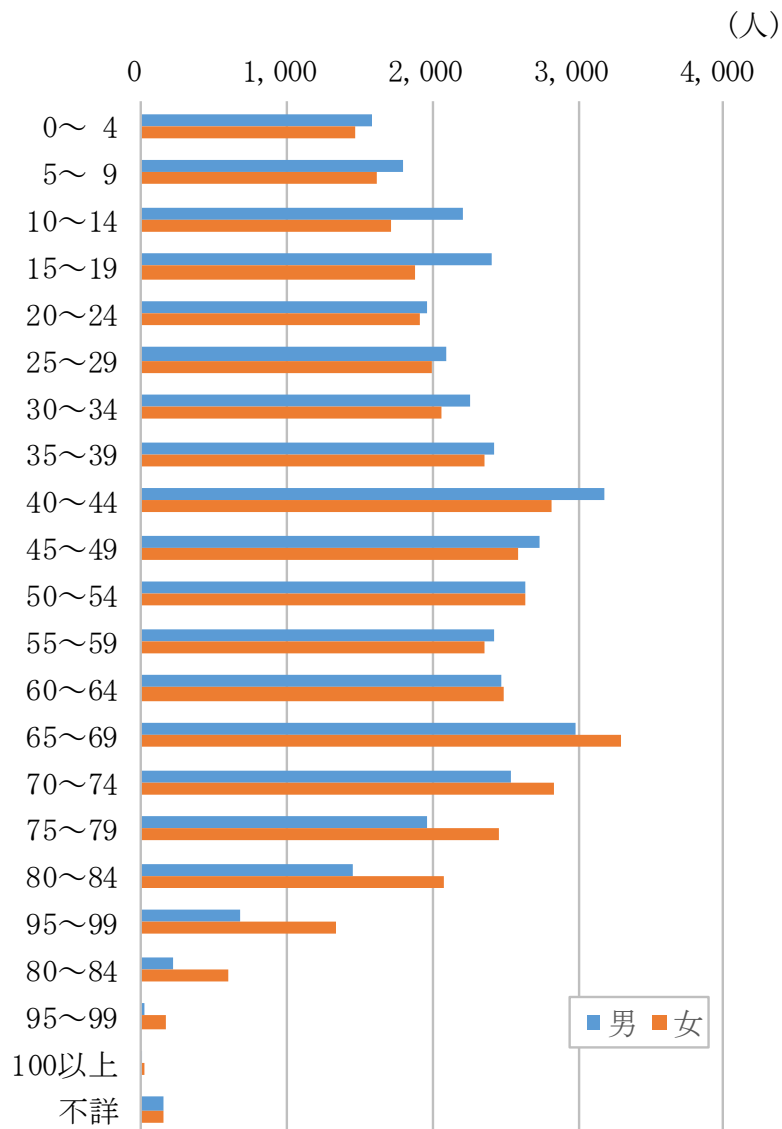


図 2-2 人口及び世帯数[各年度 3 月末日現在]

年齢別人口は、図 2-3 に示すとおりです。男性は 40～44 歳が多く、女性は 65～69 歳が最も多くなっています。



資料：「がまごおりの統計 平成30年度」(蒲郡市)

図 2-3 年齢(5歳階級)・男女別人口 [平成 27 年]

1-3 産業の動向

平成 28 年度の産業別従業者数の割合は、図 2-4 に示すとおりです。製造業が 30.1%と最も多く、卸売・小売業が 19.5%、宿泊・飲食サービス業が 11.9%となっています。

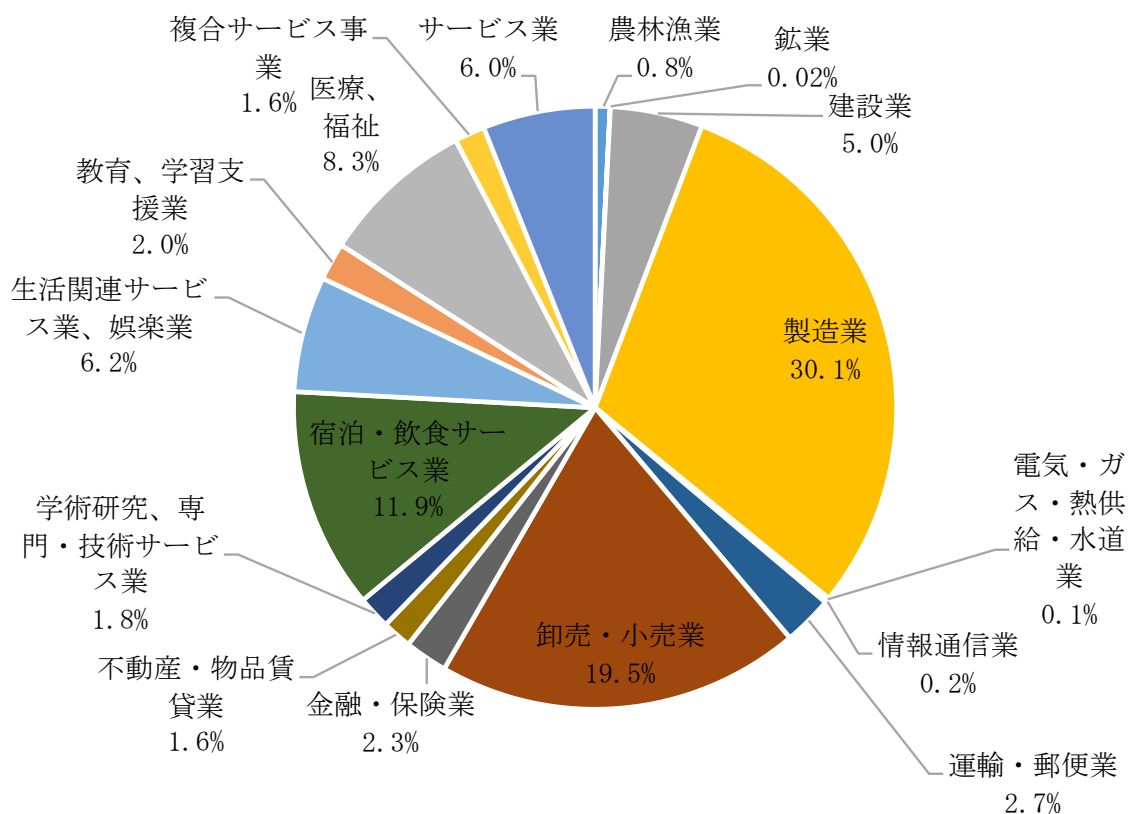


図 2-4 産業別従業者数（民間）の割合 [平成 28 年]

第 2 節 ごみ処理の現状

2-1 ごみ処理行政の沿革

近年のごみ処理行政の主な沿革は、表 2-1(1)及び表 2-1(2)に示すとおりです。

表 2-1(1) ごみ処理行政の主な沿革

年 月	沿 革
平成 3 年 4 月	資源回収団体育成奨励金交付事業を実施
平成 5 年 6 月	資源ごみの分別回収事業を実施
平成 9 年 4 月	蒲郡市クリーンセンター稼働
	家庭の生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の補助金制度を開始
平成 9 年 7 月	ペットボトルの回収を開始
平成 11 年 1 月	ごみ袋の透明化(半透明袋)を実施
平成 11 年 5 月	家庭の生ごみ処理機(電動・手動)及びボカシ密封発酵容器の補助金制度を開始
平成 11 年 7 月	不燃ごみステーションを全て廃止し、資源ごみと同時に収集
平成 12 年 4 月	蒲郡市リサイクルプラザ、蒲郡市一般廃棄物最終処分場稼働
	粗大ごみステーションを全て廃止し、直接クリーンセンター等に持ち込む拠点収集及び戸別収集方式を実施
平成 12 年 7 月	ユトリーナ蒲郡(余熱利用施設)稼働
平成 12 年 10 月	破碎ごみ(30 cm以内の複合素材・硬いプラスチック)を資源ごみと同時に収集
平成 15 年 4 月	びんのかごを白色一色にし、茶色かご(金属製品類)、緑色かご(紙パック)の区分を新設
平成 15 年 11 月	家電リサイクル法に基づくリサイクル体制が確立したため、家電 4 品目の取り扱いを中止
平成 17 年 4 月	2 箇所の拠点ステーションのうち、府相粗大ごみステーションを廃止し、クリーンセンター 1 箇所に変更
平成 18 年 4 月	可燃ごみの収集業務を全て民間業者に委託
	粗大ごみのシール方式の戸別収集を実施
平成 19 年 10 月	プラスチック製容器包装の収集(大塚地区、三谷地区の一部)
平成 20 年 1 月	資源ごみ朝出し事業の取組(第 2・第 4 木曜日地区)
平成 20 年 10 月	資源ごみ朝出し事業の追加取組(第 2・第 4 の火・水曜日地区)
	プラスチック製容器包装の収集(西浦地区、形原地区・塩津地区の一部)
平成 21 年 3 月	蒲郡市一色不燃物最終処分場の埋め立て終了

表 2-1(2) ごみ処理行政の主な沿革

年 月	沿 革
平成 21 年 4 月	可燃ごみ袋を黄色の指定袋制に変更
	協力店舗によるレジ袋の有料化を開始
	粗大ごみの戸別収集と犬・猫等の死骸収集を民間業者に委託
平成 21 年 7 月	全市で資源ごみ朝出し事業の取組
平成 21 年 10 月	可燃ごみ袋の指定袋制の完全実施
	クリーンセンター日曜資源受付の開始
	プラスチック製容器包装の収集（形原地区・塩津地区・蒲郡東西北部の一部）
平成 22 年 3 月	汚泥供給設備の竣工（下水汚泥・し尿汚泥の混焼開始）
平成 22 年 10 月	府相日曜資源拠点の開設
平成 22 年 11 月	プラスチック製容器包装の全市収集
平成 25 年 4 月	資源ステーションからの資源ごみ持ち去り行為の禁止
	ステーション早朝パトロールの開始
平成 26 年 4 月	ピックアップ方式による小型家電リサイクル事業の実施
平成 26 年 8 月	リサイクルバザールの実施
平成 26 年 10 月	市内 5 箇所で小型家電リサイクルのボックス収集
平成 27 年 4 月	事業系ごみ（一般廃棄物）処理手数料、産業廃棄物処理手数料の改正（事業系ごみ 10 kg 当たり 60 円から 80 円、産業廃棄物 10 kg 当たり 80 円から 110 円に改正）
平成 28 年 4 月	羽毛布団をリサイクル会社へ引き渡し開始
	事業系ごみ（一般廃棄物）処理手数料、産業廃棄物処理手数料の改正（事業系ごみ 10 kg 当たり 80 円から 100 円、産業廃棄物 10 kg 当たり 110 円から 150 円に改正）
	ごみステーション環境美化出前講座の実施
平成 30 年 12 月	資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信

2-2 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、図 2-5 に示すとおりです。大きくは、燃やすごみ（以下、「可燃ごみ」という。）、不燃ごみ、資源物（以下、「資源ごみ」という。）、粗大ごみの4分別となっています。



人にやさしい街づくり
ハートムネ

平成31年度
2019年4月～
2020年3月

家庭ごみの出し方・分け方

資源物収集カレンダーは裏面をご覧ください。

クリーンセンターでは処理できないもの

処理困難物	家電リサイクル商品
 <p>消火器、バッテリー、タイヤ</p> <p>その他に、農薬、廃油、耐火金属、バイク、傘（部品を含む）、繊維強化プラスチック製品など</p> <p>処理の方法 → 販売店など専門業者へ依頼してください。</p>	 <p>エアコン、洗濯機、衣類乾燥機</p> <p>冷庫庫（冷凍庫）、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）</p> <p>処理の方法 → 次のいずれか。 ①家電店に相談する。 ②市の許可を受けている業者に依頼する。 ③指定された集積場（豊橋、豊川、岡崎市内）に直接持ち込む。（リサイクル券が必要）</p>

建築廃材

家屋の解体や修理をして不要となったがけき、床、木くずなど

処理の方法 → 施工業者が処理

ステーションに出せないごみ

粗大ごみ	大型可燃ごみ	大掃除、引越しなどの多量ごみ
 <p>30cm以上のごみ</p> <p>処理の方法 → クリーンセンターに持ち込んでください。 【受付時間：月曜日から金曜日（祝日も含む）午前9時から正午、午後1時から4時30分】 なお、大掃除・引越しなど多量ごみを除くものは、日曜日も受付しています。 受付時間は平日と同じです。搬入量によっては料金が発生します。</p>	 <p>布版、カーペット、カーテンなど</p> <p>処理の方法 → クリーンセンターに持ち込んでください。 【受付時間：月曜日から金曜日（祝日も含む）午前9時から正午、午後1時から4時30分】 なお、大掃除・引越しなど多量ごみを除くものは、日曜日も受付しています。 受付時間は平日と同じです。搬入量によっては料金が発生します。</p>	 <p>処理の方法 → 事業者の責任で処理してください。</p>

長さ30cm超、太さ5cm超の剪定枝木・草

処理の方法 → 長さ150cm、太さ15cm以下の剪定枝木・草は一般不燃物最終処理場（清水町）に持ち込んでください。ただし、「竹」「薪」は持ち込んでできません。
【受付時間：月曜日から金曜日（祝日も含む）午前9時から正午、午後1時から4時30分】
なお、大掃除・引越しなど多量ごみを除くものは、日曜日も受付しています。
受付時間は平日と同じです。搬入量によっては料金が発生します。

ステーションに出すごみ

商店、飲食店、事業者から出る事業ごみは、量が多にかかわらずステーションに出すことができます。また、家庭ごみであっても大掃除、引越しなどから出る多量ごみも出せません。クリーンセンターに持ち込んでください。
【受付時間：月曜日から金曜日（祝日も含む）午前9時から正午、午後1時から4時30分】
※ステーションに出されたごみを持ち去ることは違法です。 ※お住まいの地区で決められたステーションに出してください。

燃やすごみステーションへは

- 燃やすごみ（長さ30cm以内のもの）
- 収集日の午前6時から午前8時までに出してください。
- 蒲郡市指定ごみ袋（黄色）に入れて出してください。

（西地区） 毎週 月 木 曜日
（東地区） 毎週 火 金 曜日
（蒲郡清田線東部に分けられています。）

資源ステーションへは

◆月に2回 収集日当日の午前6時から午前8時までの間にしてください。
プラスチック製容器等は住んでいる地域に指定された曜日に毎週出すことができます。
資源物収集日は、裏面の資源物収集カレンダーをご覧ください。

古着	古紙	プラスチック製容器	ペットボトル	びん	金属	かん
 <p>清潔な状態で入れるかひもをはずす。雨天が予想される場合は、袋口を閉じない。</p>	 <p>ひと（紙むき）がまじりやすいのでつづき。雨天が予想される場合は、袋口を閉じない。緑のカゴへ入れる。</p>	 <p>汚れた袋を、きれいな袋に入れて入れる。</p>	 <p>キャップ、ラベルを取り、中をゆすぎ、割へ入れる。</p>	 <p>手やフを取り、中をゆすぎ、割へ入れる。</p>	 <p>茶色のカゴへ入れる。</p>	 <p>スプレー缶は必ず使い切り、かんは中をゆすぎ、割へ入れる。</p>

不燃ごみ

くずごみ	埋めるごみ	使用済み乾電池
 <p>電池を取り除く。黄色いカゴへ入れる。</p>	 <p>赤いカゴへ入れる。</p>	 <p>オレンジ色のカゴへ入れる。</p>

使用済小型家電は大切な資源です

回収ボックス設置場所
 ●アビタ蒲郡店<港町>
 ●イオン蒲郡店<竹谷町>
 ●大塚公民館<大塚町>
 ●二谷公民館<二谷町>
 ●蒲郡市役所<旭町>
 ●クリーンセンターに直接持ち込むこともできます。
 ※各店舗の営業時間内での投入をお願いします。

回収する品目
 回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入るもの
 携帯、カメラ、ゲーム機、タブレット
 音楽プレーヤー、リモコン、ノートパソコン など

●粗大ごみなどの戸別収集(1点800円)のご利用方法について(事業系ごみは対象外です。)

市では、体がご不自由、車をお持ちでない、仕事が多忙といった理由で持ち込みができない方にご利用いただけるように粗大ごみ、大型可燃ごみの戸別収集を行っています。(単大ごみの最大サイズは、長さ80cm以下、太さ180cm以下、重量100kg以下に限ります。)

①有料です。あらかじめ市税所へお申し込みください。粗大ごみ戸別収集(1点800円)をお申し込みください。
 ②料金は、大、小にかかわらず1点につき800円ですが、上下分製式の2段ベッドやタンス、ベッドとマットレス、カーペット、布団等はそれぞれ1個(1枚)で1枚のシートが必要です。
 ③収集は月曜日から金曜日(祝日も行います。)

●粗大ごみなどの運搬用車両の貸し出しについて(事業系ごみと工作物を解体した廃材は対象外です。)

●粗大ごみ・資源物などの日曜日受け付けについて(事業系ごみは対象外です。)

少量の粗大ごみ・資源物・不燃ごみ、大型可燃ごみに限り、日曜日もクリーンセンターで受け付けます。引越・片付け時の多量ごみは平日に持ち込んでください。【受付時間：午前9時から正午、午後1時から4時30分】※お申し込みが必要となります。平日持ち込みにご協力ください。

◆注意：日曜日に可燃ごみ及び大量のごみを持ってこれても受け付けできません。持ち帰っていただく必要があります。

お問い合わせ先：蒲郡市産業環境部環境清掃課(クリーンセンター) ●電話57-4100 ●ファクス57-3924 ●eメール seiso@city.gamagori.lg.jp

このチラシは、古紙再生品を利用して、平成31年2月に作成しました。

図 2-5 ごみの分別区分 [令和元年度]

2-3 ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図2-6に示すとおりです。

- ・可燃ごみは、「蒲郡市クリーンセンター」で焼却処理し、焼却灰は、「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。
- ・不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、「蒲郡市リサイクルプラザ」で破碎選別等を行い、資源ごみは、再生資源化業者等で資源化し、埋立ごみや破碎残渣は、「一般廃棄物最終処分場」で埋立処分しています。
- ・府相日曜資源拠点では、日曜日に資源ごみの拠点回収を行っています。
- ・剪定枝木については、一色不燃物最終処分場の草木破碎機で破碎処理し、一部を農地に還元しています。

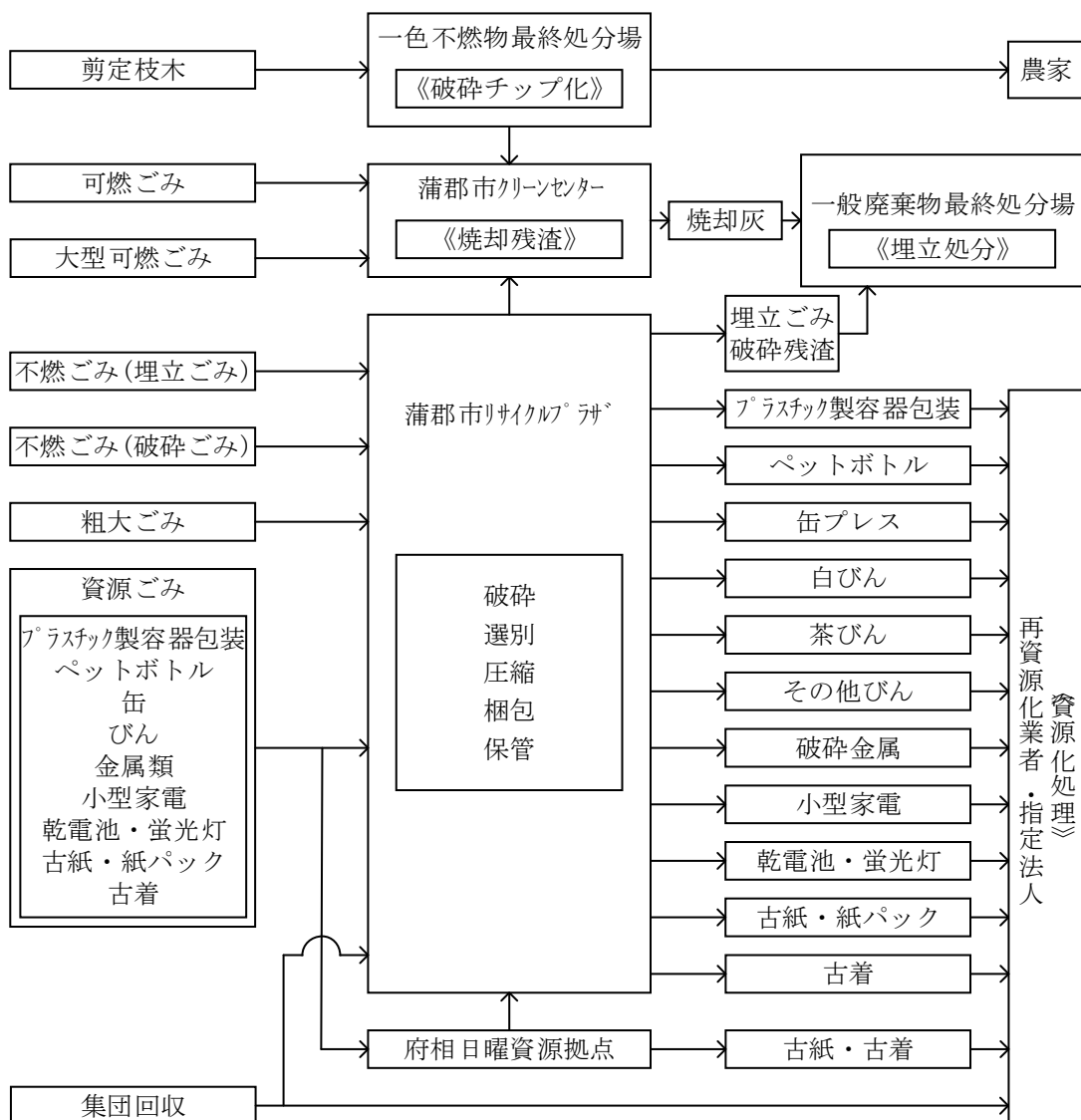


図2-6 ごみ処理フロー [令和元年度]

2-4 ごみ収集及び処理体制

(1) 収集運搬

(1) -1 収集運搬体制

①生活系ごみ

収集運搬体制は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 収集運搬体制

分別区分		排出方法等	収集方式等	収集頻度	収集主体
可燃ごみ (燃やすごみ)		指定袋	ステーション方式	週 2 回	委託
不燃ごみ	こわすごみ	かご	ステーション方式	月 2 回	委託
	埋めるごみ	かご			
資源ごみ	古着	透明な袋	ステーション方式	月 2 回	委託
	古紙・紙パック	かご			
	プラスチック製容器包装	網			
	ペットボトル	網			
	びん	かご			
	金属類	かご			
	缶	かご			
	乾電池・蛍光管	かご			
	小型家電	回収ボックス かご	プラ容器 週 1 回	小型家電 回収ボックス 随時	
粗大ごみ		戸別シール添付	戸別収集	随時	委託

②事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自ら施設へ搬入するか、許可業者による収集としています。

(1) -2 収集運搬量

本市の生活系ごみ (収集分) は、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 生活系ごみ(収集分)

(単位：t/年)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
可燃ごみ	直営	33	31	0	0	0
	委託	14,587	14,954	14,360	14,655	14,490
不燃ごみ	委託	584	588	537	550	562
資源ごみ	委託	3,628	3,703	3,297	3,135	3,011
	許可	2	2	0	0	0
粗大ごみ	委託	18	23	32	28	28
	許可	27	7	7	24	20
計		18,879	19,308	18,233	18,392	18,111

資料：一般廃棄物処理実態調査

(2) 中間処理

(2) -1 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表 2-4 及び表 2-5 に示すとおりです。

表 2-4 焼却施設の概要

名 称	蒲郡市クリーンセンター
所 在 地	蒲郡市西浦町口田土 1 番地
敷地面積	26,869m ²
処理能力	65 t /24 h × 2 炉
炉 形 式	旋回流型流動床式焼却炉
竣工年月	平成 9 年 3 月
処理対象 廃棄物	可燃ごみ
処理主体	委託

表 2-5 資源化等施設の概要

名 称	蒲郡市リサイクルプラザ
所 在 地	蒲郡市西浦町口田土 1 番地 (クリーンセンター内)
敷地面積	約 7,100m ²
処理能力	併用施設 : 15 t /日 (不燃ごみ : 7 t /日、粗大ごみ : 8 t /日) 資源化施設 : 8 t /日 (缶・びん) ストックヤード : 4 t /日 (ペットボトル、古紙、古布、ダンボール)
竣工年月	平成 12 年 3 月
処理主体	委託

(2) -2 中間処理量

中間処理量は、表 2-6 及び表 2-7 に示すとおりです。

表 2-6 焼却施設の処理量

(単位：t/年)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処 理 量	収集可燃ごみ	20,855	21,346	20,660	21,137	20,930
	直搬可燃ごみ	6,497	6,280	6,156	6,035	5,820
	計	27,352	27,626	26,816	27,172	26,750
焼却残渣量		3,137	3,199	3,054	3,206	3,120

資料：一般廃棄物処理実態調査

表 2-7 リサイクルプラザの処理量

(単位：t/年)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処 理 量	収集不燃ごみ	584	588	537	550	562
	収集資源ごみ	3,630	3,642	3,297	3,135	2,955
	収集粗大ごみ	45	30	39	52	48
	直搬不燃ごみ	38	25	43	122	50
	直搬資源ごみ	767	451	840	932	1,087
	直搬粗大ごみ	1,150	1,073	1,049	963	1,106
	計	6,214	5,809	5,805	5,754	5,808
処理残渣量		260	263	264	261	277

資料：一般廃棄物処理実態調査

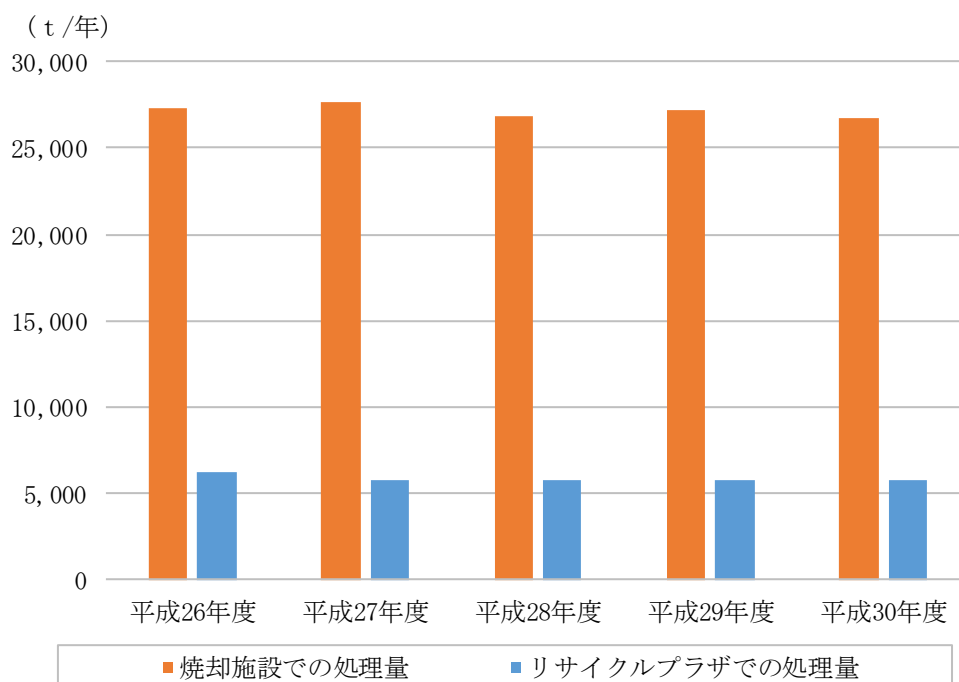


図 2-7 中間処理量

(3) 最終処分

最終処分場の概要は、表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 最終処分場の概要

名 称	蒲郡市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	蒲郡市大塚町斧磨 57 番地 1
敷地面積	24,600m ²
埋立面積	12,700m ²
埋立容量	113,000m ³
供用開始	平成 12 年 4 月
残余容量	41,467m ³
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）
処分主体	一部委託

注) 残余容量は、平成 30 年度末時点の量を示しています。

第 3 節 ごみ排出量等の現状

3-1 ごみ排出量の実績

過去 5 年間（計画期間中平成 26 年度～平成 30 年度）のごみ排出量は、表 2-9 に示すとおりです。生活系ごみは、増減を繰り返しており、事業系ごみは、平成 28 年度以降、減少しています。

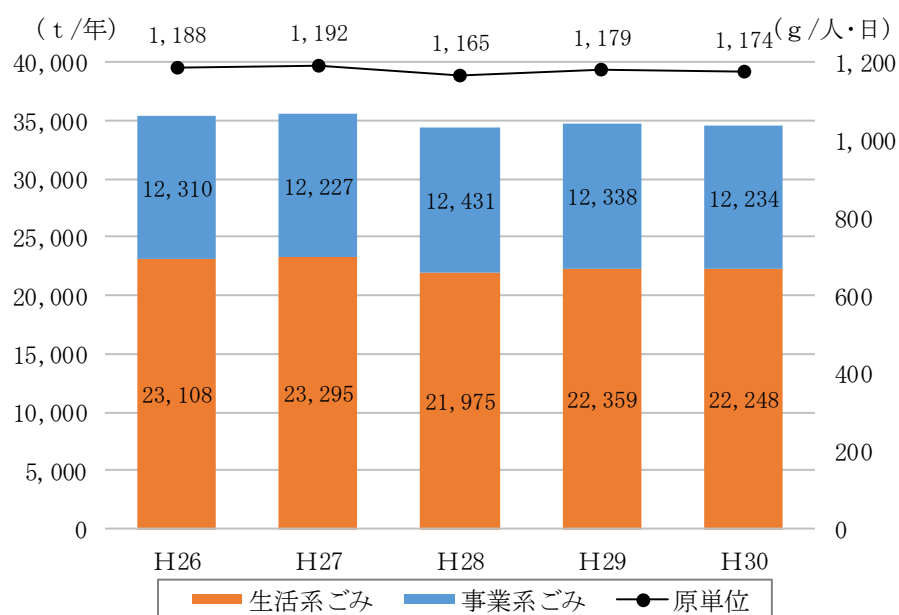
1 人 1 日当たりのごみ排出量は、増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向を示しています。

表 2-9 ごみ排出量の実績

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
人	口	81,668	81,404	80,946	80,622	80,483	
生活系ごみ	可燃ごみ	t /年	15,223	15,603	14,998	15,343	15,162
	不燃ごみ	t /年	620	607	578	589	608
	粗大ごみ	t /年	1,073	1,019	1,013	961	1,095
	資源ごみ	t /年	4,397	4,156	3,712	3,695	3,599
	集団回収	t /年	1,795	1,910	1,674	1,771	1,784
	計	t /年	23,108	23,295	21,975	22,359	22,248
事業系ごみ	可燃ごみ	t /年	12,129	12,023	11,818	11,829	11,588
	不燃ごみ	t /年	59	120	113	83	78
	粗大ごみ	t /年	122	84	75	54	59
	資源ごみ	t /年	0	0	425	372	509
	計	t /年	12,310	12,227	12,431	12,338	12,234
ごみの総排出量		t /年	35,418	35,522	34,406	34,697	34,482
1人1日当たりのごみ排出量		g /人・日	1,188	1,192	1,165	1,179	1,174

※各ごみの排出量は、「一般廃棄物処理実態調査」による。

※「人口」は、各年度10月1日人口としている。



※生活系ごみ=家庭系ごみ+資源ごみ+集団回収

図 2-8 ごみの総排出量の推移

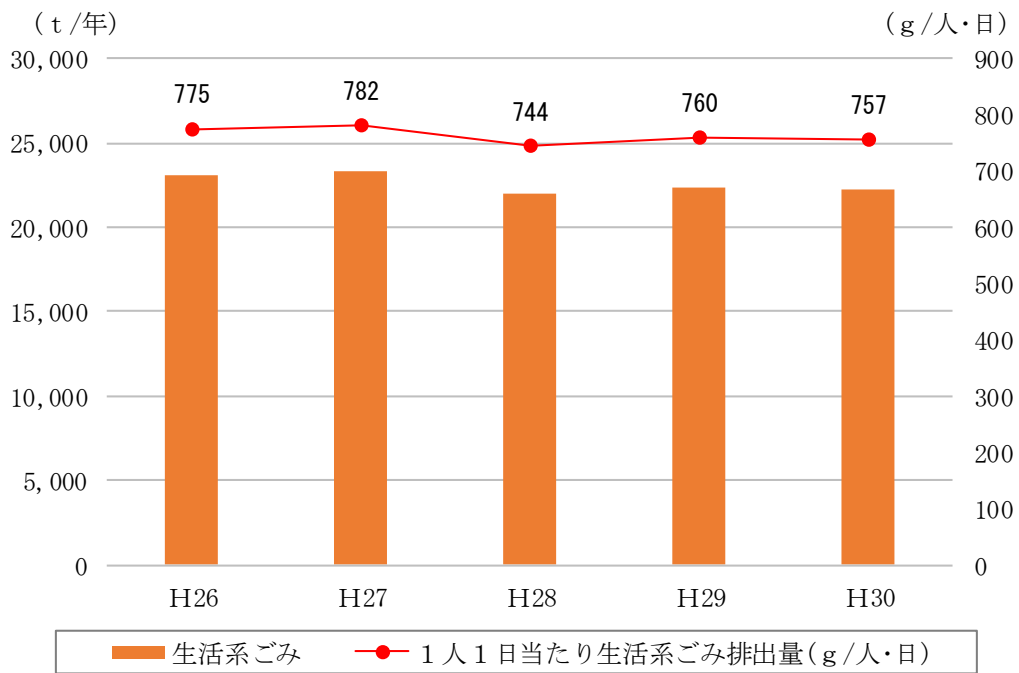


図 2-9 生活系ごみ排出量の推移

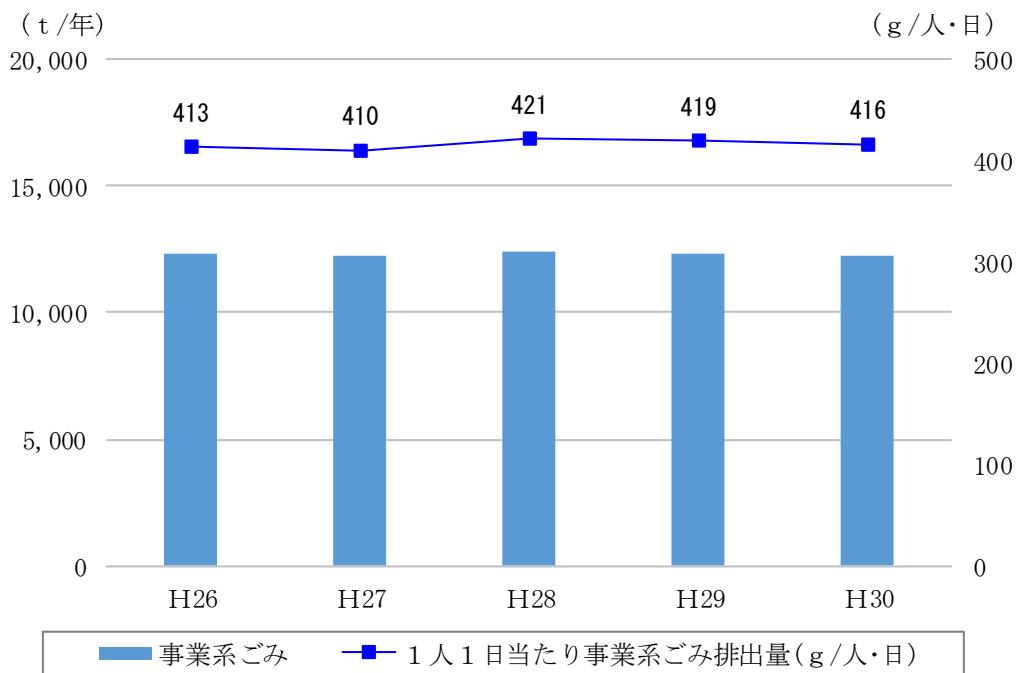


図 2-10 事業系ごみ排出量の推移

3-2 資源化の実績

過去5年間の資源ごみの量は、表2-10に示すとおりです。平成26年度は、小型家電リサイクル事業の実施により増加しています。

多くを占める紙類の量は、大きく減少し、容器包装プラスチックは、増減を繰り返しています。

集団回収量は、ほぼ横ばい傾向であり、リサイクル率は、年々減少していましたが、平成30年度は前年度より増加しています。

表2-10 資源化量及びリサイクル率

(単位：t/年)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源化施設の資源化量	紙類	2,705	2,500	2,201	2,014	1,835
	紙パック	18	17	17	15	16
	布類	257	237	217	216	228
	金属類	647	671	666	637	661
	ガラス類	559	562	504	480	563
	ペットボトル	184	185	179	176	178
	容器包装プラ	326	306	335	309	324
	肥料	338	230	402	293	517
	その他	186	219	157	198	188
	計	5,220	4,927	4,678	4,338	4,510
集団回収量	1,795	1,910	1,674	1,771	1,784	
総資源化量	7,015	6,837	6,352	6,109	6,294	
リサイクル率	19.8%	19.2%	18.5%	17.6%	18.3%	

※各資源ごみの量は、「一般廃棄物処理実態調査」による。

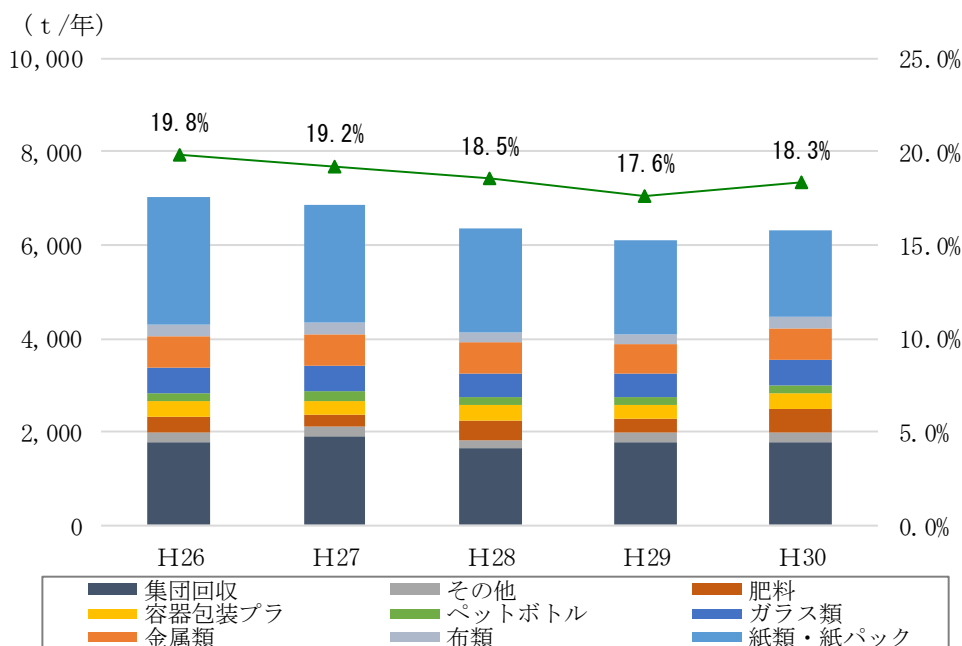


図2-11 資源化量及びリサイクル率

3-3 最終処分量の実績

過去5年間の最終処分量は、表2-11に示すとおりです。最終処分量は、増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向を示しています。

表2-11 最終処分量

(単位：t/年)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
直接最終処分量	57	114	111	78	74
焼却残渣量	3,137	3,199	3,054	3,206	3,120
処理残渣量	260	263	264	261	277
計	3,454	3,576	3,429	3,545	3,471

資料：一般廃棄物処理実態調査

3-4 ごみの性状

可燃ごみのごみ質は、表 2-12 に示すとおりです。「紙類」及び「ビニール・合成樹脂類」がおおむね 55%前後で推移しています。

近年、「厨芥類」が減少し、「木・竹・藁類」が増加する傾向にあります。

表 2-12 可燃ごみの組成分析

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
紙類	38.3	35.1	36.8	34.7	34.5
ビニール・ 合成樹脂類	16.1	22.4	21.2	18.0	21.2
繊維・布類	5.3	4.7	4.4	4.9	5.9
ゴム・皮革類	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
木・竹・藁類	15.8	14.6	11.8	20.8	19.5
厨芥類	24.5	22.6	24.4	21.7	18.8
不燃物類	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
その他	0.0	0.6	0.9	0.0	0.0
計	100.0	100.0	100.1	100.1	100.0

※水分を含む状況で分析し、厨芥類に多く含みます。

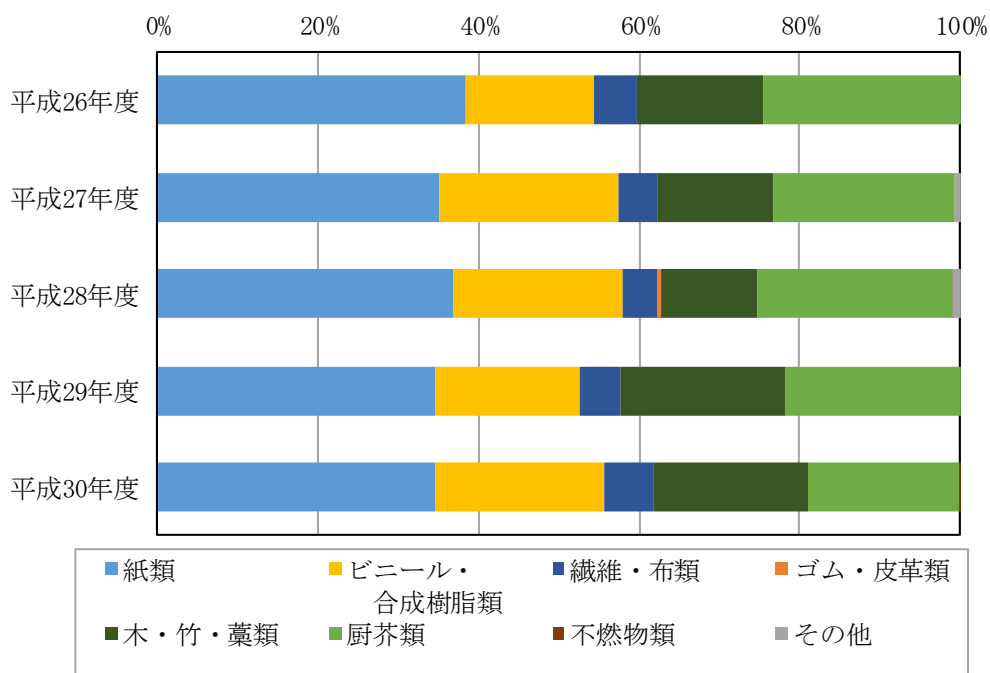


図 2-12 可燃ごみ組成分析の推移

3-5 ごみ処理システムによる比較評価

(1) 国及び愛知県との比較

本市の1人1日当たりのごみ排出量を全国及び愛知県と比較すると、表2-13に示すとおりです。生活系ごみ及び事業系ごみとも国、県より多量に排出されています。また、リサイクル率についても、国、県よりも低くなっています。

表2-13 全国及び愛知県との比較（平成29年度）

		全国平均	愛知県平均	蒲郡市
1人1日当たり生活系ごみ	g/人・日	641	663	760
	%	69.7	72.4	64.5
1人1日当たり事業系ごみ	g/人・日	279	253	419
	%	30.3	27.6	35.5
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	920	916	1,179
全国平均との差	g/人・日		-4	259
愛知県平均との差	g/人・日			263
リサイクル率	%	20.2	21.7	17.6

※一般廃棄物処理実態調査による。

(2) 類似団体との比較

ごみ処理の状況进行评估するために、処理システム指針の中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、ごみ処理状況について類似団体と比較します。比較する類型団体は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知総財務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠し、平成30年度における類似団体において、蒲郡市は「一般市Ⅱ-2」に該当し、表2-14に示す90市です。類型Ⅱ-2は、一般市のうち「人口5万人以上10万人未満」、「産業構造の第2次・第3次産業が90%以上かつ第3次産業が65%未満」に該当する自治体です。

比較項目については、「1人1日当たりごみ排出量」、「1人1日当たり生活系ごみ排出量」、「1人1日当たり事業系ごみ排出量」、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」、「リサイクル率」の5項目とし、類似団体の一般廃棄物処理実態調査結果（平成29年度）の数値に基づき比較した結果は、表2-15に示すとおりです。

本市の「1人1日当たりごみ排出量」は、類似団体の平均より劣っていますが、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」や「リサイクル率」は、類似団体の平均より優れている結果となります。

表 2-14 類似団体

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
岩手県	宮古市	埼玉県	羽生市	長野県	諏訪市	愛知県	犬山市	滋賀県	湖南市
	北上市		幸手市		茅野市		常滑市		大阪府
宮城県	気仙沼市	千葉県	君津市		塩尻市		大府市	兵庫県	三木市
秋田県	大館市		袖ヶ浦市		千曲市			知多市	高砂市
山形県	米沢市	東京都	羽村市	岐阜県	関市	知立市		丹波市	
福島県	白河市	神奈川県	綾瀬市		中津川市	尾張旭市		和歌山県	たつの市
	南相馬市	新潟県	三条市		羽島市	豊明市	岡山県	海南市	
茨城県	鹿嶋市		柏崎市		恵那市	清須市	広島県	玉野市	
	つくばみらい市		新発田市	美濃加茂市	北名古屋	山口県	三原市		
栃木県	鹿沼市		燕市	土岐市	みよし市	山口県	下松市		
群馬県	館林市	五泉市	静岡県	島田市	三重県	名張市	香川県	坂出市	
	渋川市	富山県		南砺市		袋井市	伊賀市	愛媛県	四国中央市
	藤岡市	石川県		加賀市	裾野市	滋賀県	近江八幡市	福岡県	直方市
	安中市	福井県		能美市	湖西市		守山市	行橋市	
	みどり市		鯖江市	津島市	栗東市		佐賀県	伊万里市	
埼玉県	行田市	越前市	愛知県	碧南市	甲賀市	宮崎県	日向市		
	秩父市	坂井市		蒲郡市	野洲市	鹿児島県	薩摩川内市		
	東松山市	長野県		岡谷市					

表 2-15 類似団体との比較結果（平成 29 年度）

	1人1日当 たりごみ排 出量	1人1日当 たり生活系 ごみ排出量	1人1日当 たり事業系 ごみ排出量	1人1日当 たり家庭系 ごみ排出量	リサイクル率
蒲郡市	1,179 g	760 g	419 g	574 g	17.6%
類似団体（平均）	918 g	659 g	259 g	624 g	16.3%
類似団体（上位）	686 g	425 g	80 g	331 g	62.7%
類似団体（下位）	1,215 g	914 g	511 g	802 g	6.5%

第 4 節 ごみの排出抑制・資源化施策の実施状況

ごみの排出抑制や資源化に向け取り組むべき施策の進捗状況を以下に示します。

【進捗状況】

A 計画どおり進行している	B おおむね計画どおり進行している
C 計画より進行が遅れている	D 見直しが必要である

① 市民における方策

1	資源ごみの分別収集及び集団回収への協力 (主な取り組み) ○ごみ出し便利帳・資源物収集カレンダーの全戸配布 ○資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信 (平成 30 年度末ダウンロード数 1,052 件) ○資源回収団体育成奨励金交付事業の実施 (平成 30 年度登録団体 36 団体 延べ実施回数 90 回) (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
2	生ごみの減量・資源化(水切り、生ごみ処理機の活用) (主な取り組み) ○生ごみ処理機等設置費補助金交付事業の実施 (平成 30 年度 堆肥化容器 8 基 密封発酵容器 13 基 生ごみ処理機 6 基) (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
3	過剰包装等の自粛 (主な取り組み) ○マイバッグ運動 ○3R・5R行動の推進 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進 (主な取り組み) ○3R・5R行動の推進 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している

② 事業者における方策

1	発生源としての排出抑制の取り組み (主な取り組み) ○レジ袋の有料化 (平成30年度 有料化協力店舗 9店舗 レジ袋辞退率 75.0%) ○農家等による草木チップの利用 (平成30年度利用 517トン) (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
2	過剰包装の抑制 (主な取り組み) ○3R・5R行動の推進 ○マイバッグ運動 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
3	流通包装廃棄物の抑制 (主な取り組み) ○3R・5R行動の推進 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
4	使い捨て容器の使用抑制及びリターナブル容器への転換 (主な取り組み) ○資源ごみの店舗回収の実施 ○3R・5R行動の推進 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
5	店頭回収等の実施 (主な取り組み) ○資源ごみの店舗回収の実施 ○廃油拠点回収の協力 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
6	事業者間での減量化・資源化に向けての協力 (主な取り組み) ○食品ロスの削減・食品残さリサイクルの促進 ○3R・5R行動の推進 (進捗状況) C 計画より進行が遅れている
7	処理手数料の見直し (主な取り組み) ○事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 (事業系ごみ 10kgあたり 100円 産業廃棄物 10kgあたり 150円) (進捗状況) A 計画どおり進行している

③ 行政における方策

1	定期的な啓発、教育活動の展開 (主な取り組み) ○広報がまごおり及び市ホームページ等による情報提供 ○クリーンセンター施設見学・3R促進ポスターコンクールの実施 ○ごみ出しマナー教室(出前講座)の開催・530運動等の実践 (平成30年度ごみ出しマナー教室参加者 16回 1,012名) (平成30年度530運動実践活動延べ参加者 275団体 14,276名) ○可燃ごみ・資源ステーションの管理・クリーンサポーターの活動 (平成30年度クリーンサポーター登録者 280名) (進捗状況) C 計画より進行が遅れている
2	小型家電等、必要に応じたごみの分別品目の見直し (主な取り組み) ○ピックアップ方式による小型家電リサイクル事業の実施 ○ボックス回収の実施(市内5箇所設置) (進捗状況) A 計画どおり進行している
3	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底 (主な取り組み) ○事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 ○展開検査による事業系可燃ごみへの不適物混入確認 ○資源化可能なものを資源ごみとして処理するよう指導 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
4	グリーン購入の推進 (主な取り組み) ○蒲郡市役所における環境保全のための行動指針による再生品等の優先使用 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している
5	ごみ処理の有料化の実施 (主な取り組み) ○ごみ処理有料化の調査・検討 ○有料化を含めたごみ減量・資源化の取り組みの周知 (進捗状況) C 計画より進行が遅れている
6	草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化 (主な取り組み) ○蒲郡市幸田町衛生組合資源化施設整備事業基礎調査の実施 ○草木類の一部チップ化・下水汚泥の一部堆肥化 (進捗状況) B おおむね計画どおり進行している

第 5 節 ごみ処理経費

ごみ処理事業経費は、表 2-16 に示すとおりです。平成 27 年度に増加しましたが、それ以降減少し、平成 30 年度に増加しています。

表 2-16 ごみ処理事業経費

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	1,040,625	1,121,609	1,089,705	1,064,957	1,092,767
人件費	115,240	138,790	130,458	117,642	103,942
一般職	28,351	29,040	23,844	22,481	18,255
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	75,549	98,134	94,692	83,920	74,205
最終処分	11,340	11,616	11,922	11,241	11,482
処理費	344,422	400,708	373,131	394,230	432,747
収集運搬費	1,323	1,893	2,927	1,658	4,581
中間処理費	302,067	359,626	335,564	345,656	386,799
最終処分費	41,032	39,189	34,640	46,916	41,367
車両購入費	0	0	0	1,928	946
委託費	580,963	582,111	586,116	551,157	555,132
収集運搬費	234,170	234,506	232,974	229,792	229,792
中間処理費	335,749	337,207	341,534	311,654	316,359
最終処分費	11,044	10,398	11,608	9,711	8,981
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	1,040,625	1,121,609	1,089,705	1,064,957	1,092,767

資料：一般廃棄物処理実態調査

第 3 章 課題の抽出

ごみ処理の現状から、本市におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

① ごみの排出量に関する課題

- ・全国(920 g/人・日)及び県(916 g/人・日)と比較すると、ごみの排出量(1,179 g/人・日)が多く、より一層のごみ減量化を進めることが必要と考えられます。
- ・生活系ごみの排出量を見ると、1人1日当たり生活系ごみ排出量の目標値(667 g/人・日)に対して757 g/人・日(平成30年度)であり、近年、増減を繰り返していることから、より一層のごみ減量化を進めることが必要と考えます。
- ・生活系の資源ごみが減少し、集団回収量は、ほぼ横ばい傾向であります。全国的に大型スーパー等において、民間の古紙回収ステーション等が設置されており、本市においても同様の状況が見られることが要因の一つとされますが、ごみに関する意識の向上を図るためにも、地域における集団資源回収によるごみ資源化の強化や、民間事業者の活用等によるごみ処理の効率化を図ることも重要です。
- ・可燃ごみの組成を見ると、紙類に加え、ビニール・合成樹脂類の資源となり得るものの割合が多いことから、市民一人ひとりが資源化可能物であるか判定し、排出段階における資源ごみの分別徹底に向け、啓発等を拡充していくことが必要と考えます。
- ・草木類の割合が増加する傾向にあることから、破碎後、おおむね焼却処理される草木類は、堆肥化などの再資源化を図ることが必要と考えます。

② 収集・運搬に関する課題

- ・可燃ごみや資源ごみのステーション回収については、分別されていない違反ごみや、ごみ出し時間外での排出なども見受けられるため、分別等のルールを周知徹底することが必要と考えます。
- ・可燃ごみについては、将来的に広域施設での処分となるため、収集方法や収集体制の見直しが必要となります。
- ・障がい者等の生活支援や、今後は高齢化が進み、ごみ出しが困難な高齢者世帯が増加することが予測されていることから、登録された支援対象者の自宅(玄関前)までごみの回収に行く福祉サービスなどを検討する必要があると

考えられます。このような福祉サービスでは、ごみ出しをされてない場合に、登録された連絡先への電話連絡などにより、対象者の安否確認を行うことも可能となるため、高齢者の孤立化など、社会問題の抑止対策としても有効と考えられます。

③ 中間処理に関する課題

- ・将来的な中間処理施設のうち、可燃ごみ処理施設及び可燃ごみ中継施設については、豊川市、新城市及び北設広域事務組合とともに広域化処理施設を設置する計画であるため、広域化処理施設が供用開始されるまでは、現状を維持する必要があります。
- ・既存の可燃ごみ処理施設は、広域化処理施設が稼働開始するまでの間、適切なごみの焼却処理を維持する必要があることから、長寿命化工事の実施検討が必要となります。
- ・可燃ごみについては、将来的に広域化処理施設での処分となるため、処理費用を削減するためにも可燃ごみの減量化を図る必要があります。
- ・粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設については、広域化計画の対象施設となっていないことから、引き続き、蒲郡市において処理する必要があります。

④ 最終処分に関する課題

- ・最終処分場については、広域化計画の対象施設になっていないことから、蒲郡市において処分する必要があります。しかし、新たな処分場の用地を確保することは、大変困難であり、施設整備には莫大な費用を要することから、できる限り既存施設の延命化に努める必要があります。
- ・今後も最終処分量を削減し、処分場の更なる延命化を図っていく必要があることから、財政状況や費用対効果、その有効性などを十分に検証したうえで、焼却灰の資源化等、処分方法についても検討していく必要があります。

⑤ 排出抑制・資源化施策に関する課題

- ・広報誌、ホームページ、説明会等により定期的にごみの減量、資源化への啓発は行われているが、一部の市民に関心が留まる傾向があることから、市民の間で幅広く、ごみの減量・分別意識を高めていく必要があります。
- ・まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスを経済1人1日当たりに換算するとお茶碗1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。食品ロスの問題は、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮からも食品ロスを減らすことが必要であることから、市民一人ひとりが食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善していく必要があります。

第 4 章 将来のごみ発生量と目標設定

第 1 節 ごみ発生量の推計

1-1 推計方法

ごみ発生量の推計方法は、図 4-1 に示すとおりです。

推計するものとしては、生活系ごみ原単位（1人1日当たり排出量）及び事業系ごみ原単位（1人1日当たり排出量）であり、原則としてトレンド法により行います。

生活系ごみ量は、生活系ごみ原単位の推計値に将来人口を乗じて求めます。事業系ごみ量も、事業系ごみ原単位の推計値に将来人口を乗じて求めます。この生活系ごみ量と事業系ごみ量との推計値の計が、現状のまま推移した場合のごみ発生量とします。

次に、減量目標や資源化目標を設定し、この目標を達成した場合のごみ排出量を推計します。

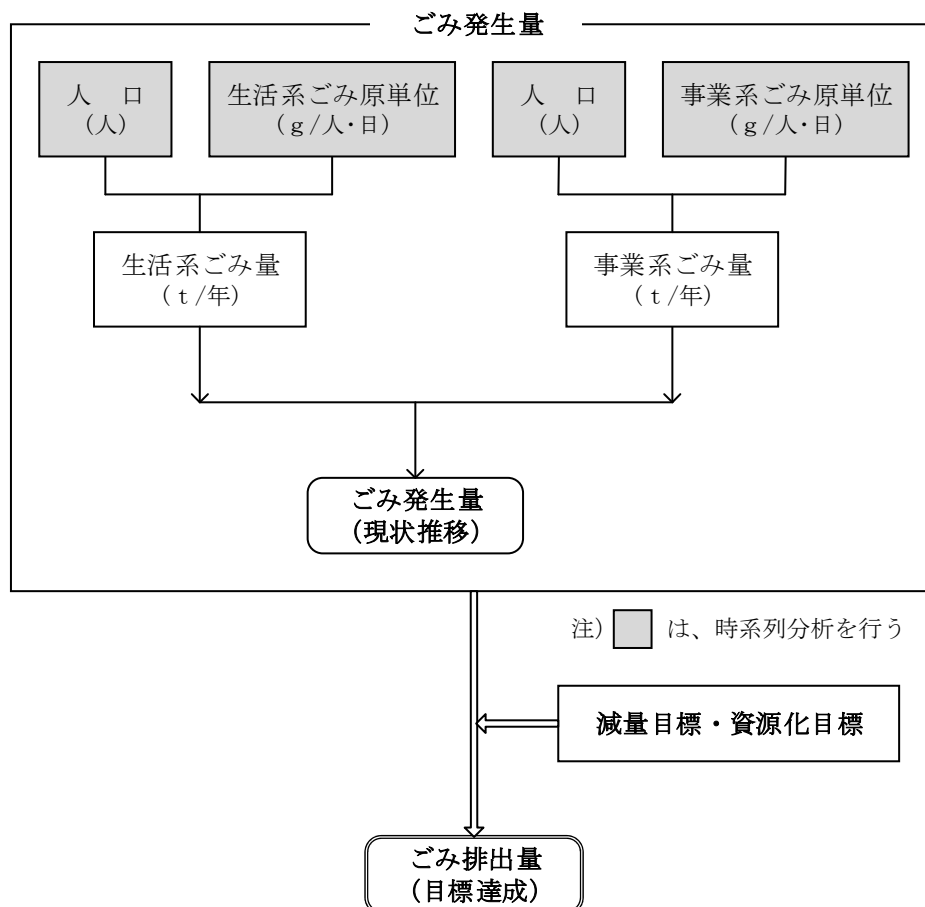


図 4-1 ごみ排出量の推計方法

1-2 人口の将来予測

トレンド法による推計の結果は、表4-1に示すとおりです。

本市においては、平成28年3月に「蒲郡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定しており、2060年（令和42年）に約61,000人の人口の実現を目指しています。

本計画では、蒲郡市人口ビジョンの数値を踏襲するものとします。

表4-1 将来人口予測結果

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	79,831	79,179	78,744	78,309	77,875
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口	77,440	77,005	76,531	76,057	75,583

注) 令和2年度、7年度は中間目標値である。それ以外は、等差的な数値とする。

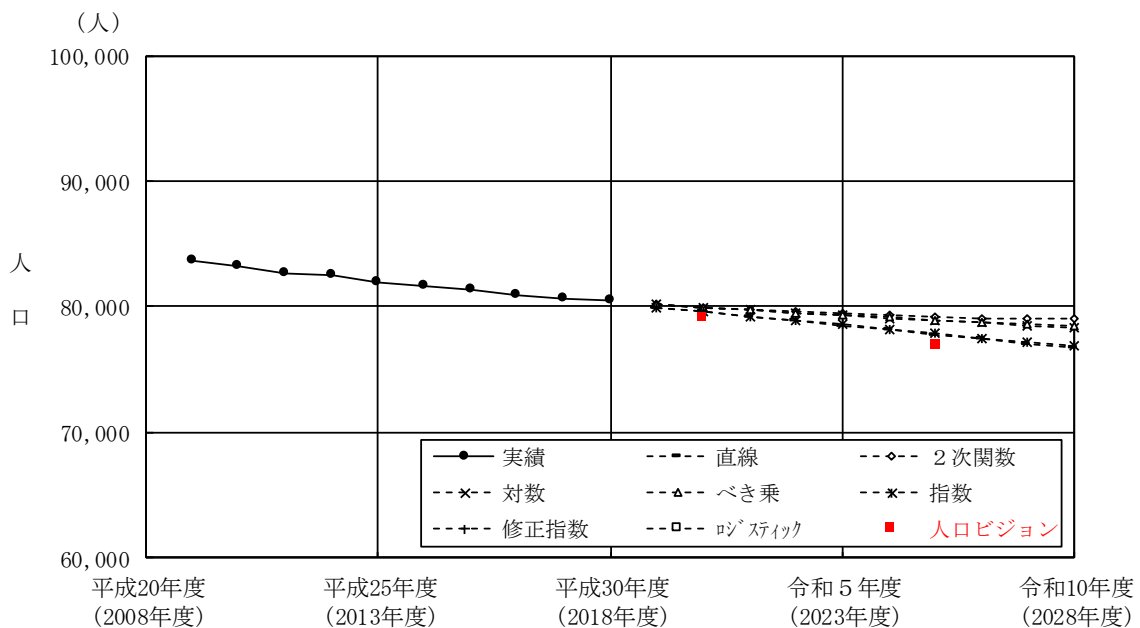


図4-2 人口の実績及び推計

1-3 ごみ発生量の推計

ここでは、現状のまま推移した場合のごみ発生量を示しており、その結果は、表4-2に示すとおりです。

令和10年度に31,533 t/年となります。平成30年度の34,482 t/年より、2,949 t/年(8.6%)の減少となります。

表 4-2 ごみ発生量の推計

	単位	実績値		予測値		
		平成30年度	令和5年度	令和10年度		
人口	人	80,483	77,875	75,583		
総排出量	t / 年	34,482	32,830	31,533		
生活系	家庭系ごみ	可燃ごみ	t / 年	15,162	14,151	13,414
		不燃ごみ	t / 年	608	560	531
		粗大ごみ	t / 年	1,095	1,017	964
		計	t / 年	16,865	15,728	14,909
	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g / 人・日	574	553	540	
	資源ごみ	t / 年	3,599	3,362	3,187	
	集団回収	t / 年	1,784	1,660	1,574	
	計	t / 年	22,248	20,750	19,670	
	1人1日当たり 生活系ごみ排出量	g / 人・日	757	730	713	
	事業系	可燃ごみ	t / 年	11,588	11,441	11,235
不燃ごみ		t / 年	78	72	71	
粗大ごみ		t / 年	59	60	59	
資源ごみ		t / 年	509	507	498	
計		t / 年	12,234	12,080	11,863	
し尿・下水汚泥		t / 年	2,764	2,729	2,680	
1人1日当たり 事業系ごみ排出量 (し尿等除く)		g / 人・日	322	329	333	
資源化	総資源化量	t / 年	6,294	5,892	5,603	
	リサイクル率	%	18.3	17.9	17.8	
最終処分	最終処分量	t / 年	3,471	3,447	3,432	
	最終処分率	%	10.1	10.5	10.9	
減量化指数 (H30を100とする)	—	100	95	91		

注) し尿・下水汚泥の発生量は、事業系可燃ごみの発生量に含まれている。

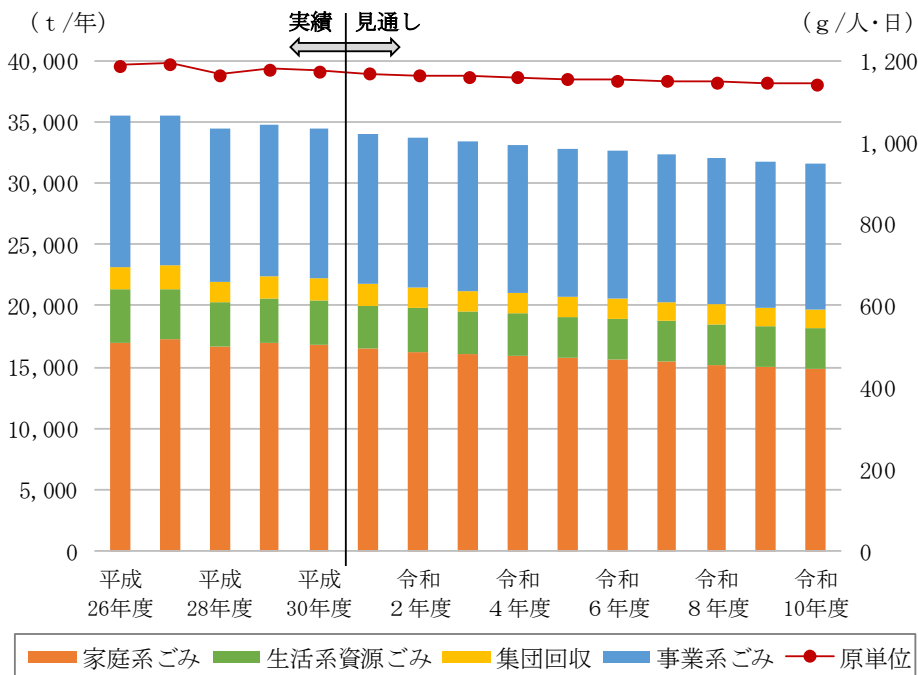


図 4-3 ごみ発生量の実績及び推計

第 2 節 目標の国及び愛知県との比較

2-1 国の関連計画等の目標

①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」と示す。）

（平成28年 1 月改正）

表4-3(1) 国の基本方針の目標（平成22年12月改正）

区 分	目 標
排 出 量	平成19年度に対し、平成27年度において約 5 %削減する
再生利用率	平成27年度において年間排出量の約25%とする
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において約22%削減する

※再生利用率：リサイクル率

表4-3(2) 国の基本方針の目標（平成28年 1 月改正）

区 分	目 標
排 出 量	平成24年度に対し、令和 2 年度において約12%削減する
再生利用率	令和 2 年度において年間排出量の約27%とする
最終処分量	平成24年度に対し、令和 2 年度において約14%削減する
1 人 1 日当 りの家庭系ご み排出量	令和 2 年度において500 g とする

※再生利用率：リサイクル率

②循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）

表4-4(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年3月改正）

区 分	目 標
1人1日当たりのごみ排出量	平成12年度に対し、令和2年度において約25%削減する
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	平成12年度に対し、令和2年度において約25%削減する
事業系ごみ排出量	平成12年度に対し、令和2年度において約35%削減する

表4-4(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月改正）

区 分	目 標
1人1日当たりのごみ排出量	令和7年度において約850gとする
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7年度において約440gとする

2-2 愛知県の目標

愛知県では、廃棄物の減量化や適正な処理を図るため、一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とした「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。平成24年3月には「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」を策定し、循環型社会の形成を目指して3Rの促進などの施策を進めた結果、排出量や最終処分量の削減など一定の成果を上げています。一方、一般廃棄物については、再生利用率（リサイクル率）が下降するなど、一部の指標で減量化が減速傾向であるといった課題も浮上しています。

平成29年3月には、こうした課題を踏まえつつ、循環型社会の形成を目指し、「愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～令和3年度）」を策定し、新たな削減目標を定めています。

表4-5(1) 愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）の目標

区 分	実績値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
排 出 量	280万1千トン	254万1千トン（約9%減）
処理しなければならないごみの1人1日当たりの量	822 g	720 g（12.4%減）
再生利用率	22.8%	約26%（3.2ポイント増）
最終処分量	29万8千トン	23万トン（約23%減）

※再生利用率：リサイクル率

表4-5(2) 愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～令和3年度）の目標

区 分	実績値（平成26年度）	目標値（令和3年度）
排 出 量	255万1千トン	240万4千トン （約6%減）
再生利用率	22.3%	約23% （約1ポイント増）
最終処分量	21万3千トン	19万8千トン （約7%減）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	535 g	500 g（約7%減）

※再生利用率：リサイクル率

※新目標の「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、令和3年度の将来予測（540g）と目標値との乖離は40gである。

※40gは、世帯食の1人1日当たりの食品ロス量（平成26年度食品ロス統計調査（世帯調査）農林水産省）に相当し、目安としては、新聞見開き2枚、大きめのイチゴ1個分に相当します。

2-3 蒲郡市の将来目標の検討

「ごみ処理基本計画（平成 26 年 3 月策定）」の目標値と現状施策を維持した場合の将来ごみ発生量の予測値を比較し、さらに、国及び愛知県目標値の設定と比較します。

これまでに取り組んできたごみ排出抑制・資源化の施策を引き続き推進していくとともに、新たに将来的にも持続可能な施策を推進していくうえで、ごみの減量化や資源化達成に向けての指標となる目標とします。

表4-6(1) ごみ処理基本計画（平成26年3月策定）の目標値と現状のまま推移した場合の予測値との比較

区 分	実績値 (H24)	目標値 (R10)	予測値 (R10)	目標値と予測 値との乖離
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	785 g	667 g (15%以上減)	713 g (9%以上減)	46 g の削減が 必要
し尿等除く 1人1日当たり 事業系ごみ排出量	313 g	250 g (20%以上減)	333 g (37%以上減)	83 g の削減が 必要
1人1日当たり 事業系ごみ排出量	385 g	—	430 g	—
リサイクル率	16.5%	25%以上	17.8%	7.2ポイントの 増加が必要
最終処分量	3,439トン	2,579トン (25%以上減)	3,432トン	853トンの削減が 必要
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	591 g	—	540 g	—

※し尿等：し尿・下水汚泥

表4-6(2) 目標値の国及び愛知県との比較

区 分	国の基本方針	循環型社会形成 推進基本計画	愛知県廃棄物 処理計画	蒲郡市の 現行計画
目標年度	R2年度 (H32年度)	R7年度 (H37年度)	R3年度 (H33年度)	R10年度 (H40年度)
排出量	平成24年度比 約12%減	—	平成26年度比 約6%減	—
1人1日当たりの ごみ排出量	(約848g)	約850g	(約878g)	—
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	—	—	—	平成24年度比 15%以上減 667g
し尿等除く 1人1日当たり 事業系ごみ排出量	—	—	—	平成24年度比 20%以上減 250g
1人1日当たり 事業系ごみ排出量	—	—	—	—
リサイクル率 (再生利用率)	約27%	—	約23%	25%以上
最終処分量	平成24年度比 約14%減	—	平成26年度比 約7%減	平成24年度比 25%以上減 2,579トン
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	500g	約440g	500g	—

第 3 節 目標の設定

3-1 目標項目（指標）の設定

① ごみ排出量

ごみの発生量を抑制し、ごみの減量化達成の指標とします。ごみを一般家庭から発生する生活系ごみと事業活動から発生する事業系ごみに区分し、市民と事業者がそれぞれごみの排出抑制に取り組む目標として「1人1日当たり生活系ごみ排出量」と「1人1日当たり事業系ごみ排出量」を目標とします。

なお、事業系ごみについては、将来的にも一定量の発生が見込まれ、発生抑制を図れるものではない「し尿・下水汚泥（し尿等）」を除いた排出量により目標設定します。

② リサイクル率

発生するごみから資源ごみを分別し、資源ごみの量を増加させ、ごみの資源化達成の目標（指標）とします。

③ 家庭系ごみ排出量

ごみの発生量の抑制や資源化のためには、市民の理解・協力が不可欠です。市民のごみ減量化・資源化に対する意識を高めるため「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標とします。

④ 最終処分量

ごみ減量化・資源化に取り組む結果、最終的に処分するごみの減量化達成の目標（指標）とします。

3-2 蒲郡市の目標

本市では、これまでにごみの排出抑制や資源化の施策を推進してきました。引き続き、ごみの減量化や資源化に向けて、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組み、新たに将来的にも持続可能な施策を推進していくことにより、令和10年度までに、表4-7に示す目標の達成を目指します。

ごみの減量化や資源化のためには、市民の理解・協力が不可欠であることから、新たに「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を500gに削減することを目標とします。「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の令和10年度の予測値は540gと推計され、目標値500gとの乖離は40gとなります。40gの目安としては、「新聞見開き2枚分」や「大きめのイチゴ1個分」に相当します。各家庭が雑がみでは、新聞見開き2枚分程度、食品では、大きめのイチゴ1個分程度の削減を目指します。

表4-7 蒲郡市におけるごみ減量化・資源化等の目標

区 分	実績値 平成30年度 (2018年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	757 g	667 g
し尿等除く 1人1日当たり 事業系ごみ排出量	322 g	250 g
リサイクル率	18.3%	25%
【新規目標】 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	574 g	500 g
最終処分量	3,471トン	2,579トン

第 5 章 ごみの排出抑制・資源化

第 1 節 基本方針と現行施策の推進

本市が掲げるごみの減量化・資源化等の目標を達成するためには、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組むことが不可欠となります。そのため、本市では、「ごみ処理基本計画」に以下の基本方針を定め、ごみの排出抑制及び資源化施策を推進しています。

これからも、市民・事業者・行政の三者がごみの減量化・資源化の必要性を強く共有し、市民や事業者では、ともにごみの排出者責任の認識を深め、日常生活や事業活動の中でごみの発生抑制及び資源化施策に取り組み、行政では、市民や事業者が取り組みやすい環境を整えていくことが必要となります。

ごみの減量化・資源化に向け、市民・事業者・行政の三者において、将来的にも継続して基本方針に基づき、現行の排出抑制及び資源化施策を更に強化し、継続して実施していきます。

方針 1 ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境

将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。

方針 2 市民・事業者・行政が一体となった環境意識の高いまちづくり

ごみの排出抑制及び資源化を推進していくためには、市民は、環境に配慮したライフスタイルや5R[※]に取り組み、事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は、市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。

※不要品を買わない・貰わない（リフューズ）、発生を抑制する（リデュース）、再使用する（リユース）、修理する（リペア）、再生利用する（リサイクル）の5R行動

① Refuse (リフューズ) - 不要品を買わない・貰わない

★ごみとなるものを買わない・貰わないようにしましょう。

マイバッグを利用し、レジ袋は貰わないようにしましょう。日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。



② Reduce (リデュース) - 発生を抑制する

★ごみの量を減らしましょう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。



③ Reuse (リユース) - 再使用する

★繰り返し使いましょう。

返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また、不要になったものは、人に譲ったりするなど、有効に活用しましょう。



④ Repair (リペア) - 修理する

★修理して使いましょう。

服をサイズ補正したり、電化製品やおもちゃなどが壊れても修理して長く使いましょう。壊れてしまっても、簡単な修理・補正をすれば、また使えるようになるものもあります。



⑤ Recycle (リサイクル) - 再生利用する

★再生資源に戻しましょう。

再生できるもの(新聞・雑誌、ダンボール、ペットボトル、空き缶、空きびん、発泡スチロール等)は資源ごみとしてリサイクルしましょう。

その他、集団資源回収などを活用し、資源を大切にしましょう。

図 5-1 5Rのごみ処理の概要

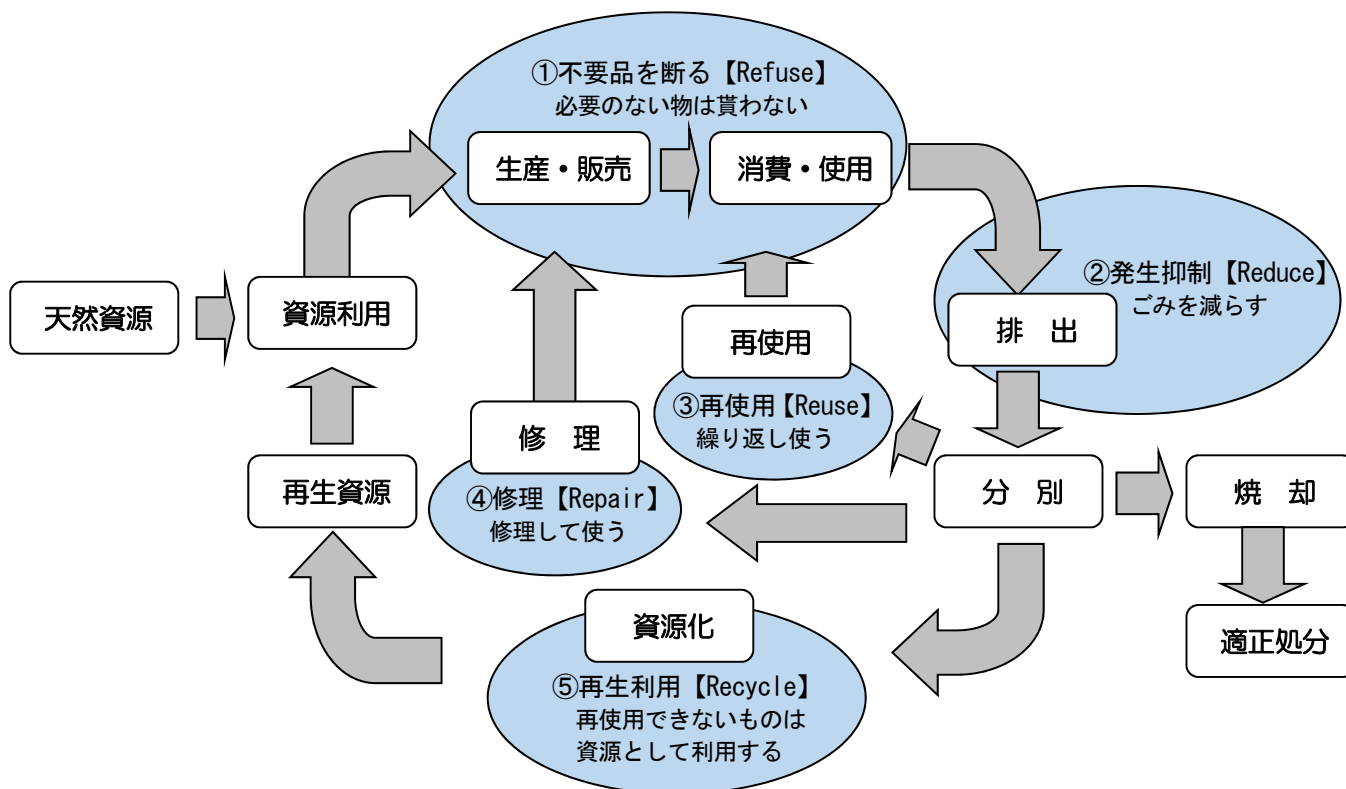


図 5-2 5Rのリサイクルフローの概要

第 2 節 ごみの排出抑制・資源化の取り組み

本市ではこれまで、ごみの減量化及び資源化施策を推進してきましたが、計画目標年度の令和 10 年度におけるごみ排出量予測値の推計では、まだまだ目標値との乖離があり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

目標達成に向けては、これまでの施策に加えて新たな施策を定めるとともに、その内容を見直し、引き続き、目標達成に向け取り組むべきごみの排出抑制及び資源化の取り組みを以下に示します。

① 市民における方策

1	資源ごみの分別収集及び集団回収への協力
① 資源ごみの分別収集を活用し、資源化を推進します。 ② ごみの排出時には分別を徹底し、可燃ごみの減量を図ります。 ③ 市民やP T Aが実施する集団回収に積極的に協力します。	
(主な推進のための取り組み)	
① ごみ出し便利帳・資源物収集カレンダーの全戸配布 ② 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信 ③ 資源回収団体育成奨励金交付事業の実施	

2	生ごみの減量・資源化及び食品ロスの削減【見直し】
<p>① 生ごみ処理機等を活用し、堆肥化を行います。</p> <p>② 生ごみ削減の方法や工夫を実践し、可燃ごみの減量を推進します。</p> <p>③ 生ごみの排出時には水切りを徹底し、生ごみの減量を推進します。</p> <p>④ 食品の購入に当たっては、賞味期限・消費期限に関する正しい理解を深め、食品を粗末にしないよう、適量を購入し、使い切り、残さず食べます。【新規】</p> <p>⑤ 廃食用油の拠点回収を活用します。【新規】</p>	
<p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>① 生ごみ処理機等設置費補助金交付事業の実施</p> <p>② 生ごみ3キリ運動(使いキリ・食べキリ・水キリ)の実践【新規】</p> <p>③ 食品ロスダイアリーの活用【新規】</p> <p>④ 廃食用油拠点回収の実施【新規】</p>	
3	過剰包装等の自粛
<p>① マイバッグを使用し、ごみの発生を抑制します。</p> <p>② 過剰包装を断り、ごみの発生を抑制します。</p>	
<p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>① マイバッグ運動の推進</p> <p>② 3R・5R行動の推進</p>	
4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
<p>① 使い捨て商品の使用をひかえます。</p> <p>② 繰り返し使える容器や詰め替え容器を利用します。</p> <p>③ 再生品を購入します。</p>	
<p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>3R・5R行動の推進</p>	
5	雑がみの資源化の推進【新規】
<p>① お菓子の空き箱や封筒、雑がみなどの細かな紙類は、資源化できるものと意識を高めます。</p> <p>② 排出時にはごみ箱(袋)に捨てず、新聞紙やダンボールなどのように分別して資源回収や資源ステーションに排出します。</p>	
<p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>① 雑がみ専用のごみ箱(紙袋)の設置・活用</p> <p>② 紙類の正しい分別方法の呼びかけ・啓発の実施</p>	
6	プラスチックごみの発生抑制【新規】
<p>① マイボトル・マイカップを使用し、ペットボトルなどの飲料容器を減らします。</p> <p>② プラスチック製の食品容器やストローなどの使用をひかえます。</p> <p>③ 有料・無料にかかわらず、レジ袋の活用をひかえます。</p>	
<p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>① マイボトル・マイカップ持参の呼びかけ・啓発の実施</p> <p>② マイバッグ運動の推進</p>	

② 事業者における方策

1	発生源としての排出抑制の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ① 排出者責任や拡大生産者責任があることを認識します。 ② マイバッグ利用者に対して、ポイント制度等を導入し、レジ袋の削減を積極的に推進します。 ③ 生ごみの堆肥化や生産される堆肥の積極的な利用を図ります。 	
(主な推進のための取り組み)	
<ul style="list-style-type: none"> ① レジ袋有料化の実施 ② 農家等による草木チップの利用 	
2	過剰包装の抑制
<ul style="list-style-type: none"> ① 過剰包装を抑制します。 ② 再使用・再生利用できる素材や形状の包装を採用します。 ③ 回収・資源化のルートを構築します。 ④ 簡易包装の実施やマイバッグ持参の呼びかけに積極的に取り組みます。 	
(主な推進のための取り組み)	
<ul style="list-style-type: none"> ① マイバッグ運動の推進 ② 3R・5R行動の推進 	
3	流通包装廃棄物の抑制
流通時の梱包材の使用をひかえ、梱包方法を工夫します。	
(主な推進のための取り組み)	
3R・5R行動の推進	
4	使い捨て容器の使用抑制及びリターナブル容器への転換
<ul style="list-style-type: none"> ① 使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器へ転換します。 ② 空き缶やあきびん等の自主回収の促進を図ります。 ③ 使い捨ての紙コップや紙皿、プラスチック製食器の利用をひかえ、リユース食器を使用します。 ④ 環境イベントや地域のお祭りなどのイベントにおいて、リユース食器の利用を推進します。 	
(主な推進のための取り組み)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 資源ごみの店頭回収の実施 ② 3R・5R行動の推進 	
5	店頭回収等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ① 食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナーや充電式電池などの回収拠点として店舗や事業所の空きスペースを活用します。 ② 店頭回収の活用促進のための情報提供を行います。 	
(主な推進のための取り組み)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 資源ごみの店舗回収の実施 ② 廃油拠点回収の協力 	

6	事業者間での減量化・資源化に向けての協力
① 事業者間での不要資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。 ② 民間業者による回収や段ボールの共通回収を検討します。 ③ 食品関連事業者が協力して食品ロスの削減や食品残さのリサイクルを促進します。	
(主な推進のための取り組み)	
① 食品ロスの削減・食品残さリサイクルの推進 ② 3R・5R行動の推進	
7	処理手数料の見直し
ごみの減量・リサイクルをより一層推進し、その費用を負担することについて協力します。	
(主な推進のための取り組み)	
事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正	

③ 行政における方策

1	積極的な啓発、教育活動の展開【見直し】
① 広報誌やホームページ、説明会などによって情報提供します。 ② 小中学校での環境学習を推進します。 ③ 市民が参加できる学習機会を設け、美化活動を実施します。 ④ 地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。 ⑤ 市民や自治会の活動を支援します。 ⑥ 事業者が発生抑制・資源化に取り組むよう指導します。 ⑦ ごみを減らす工夫や分別方法の理解が進むよう積極的にお知らせします。【新規】 ⑧ 若年層や外国人など広報誌等をあまり見ない方に正しい分別とごみ出しルールの周知を推進します。【新規】 ⑨ ごみ焼却施設の広域化計画など廃棄物処理施設の状況を随時お知らせします。【新規】	
(主な推進のための取り組み)	
① 広報がまごおり及び市ホームページ等による情報提供 ② クリーンセンター施設見学・3R促進ポスターコンクールの実施 ③ ごみ出しマナー教室(出前講座)の開催・530運動等の実践 ④ 地域可燃ごみ・資源ステーション運営の支援・クリーンサポーター制度の実施 ⑤ 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の普及促進【新規】 ⑥ 地域で行われる会議や行事等に出向き・周知啓発の実施【新規】 ⑦ 事業所への戸別訪問によるごみ搬出方法の指導【新規】	
2	小型家電等、必要に応じたごみの分別品目の見直し
① 小型家電リサイクル事業を実施します。 ② 分別収集品目について検討します。	
(主な推進のための取り組み)	
① ピックアップ方式による小型家電リサイクル事業の実施 ② 小型家電ボックス回収の実施	

3	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみ搬入時の展開検査を実施します。 ② ごみの受け入れ基準や処理手数料を見直します。 ③ 多量排出事業者へごみ減量指導を行います。
	<p>(主な推進のための取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業系ごみ処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改正 ② 事業系ごみ搬入時の展開検査の実施
4	グリーン購入の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ① 率先して環境物品等の調達を推進します。 ② 環境物品等に関する適切な情報提供を促進し、需要の転換を図ります。
	<p>(主な推進のための取り組み)</p> <p>蒲郡市役所における環境保全のための行動指針による再生品等の優先使用</p>
5	ごみ処理の有料化の実施【見直し】
	<p>排出されるごみの減量化や市民負担の公平化を図る手段として、「ごみ処理の有料化」制度の本市における実施の可否について、令和5年度の「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」の予測値(約550g)と令和5年度末時点の実績値とを比較しつつ判断します。</p>
	<p>(主な推進のための取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民を対象とした負担額等に関する調査の実施 ② 家庭系ごみの有料化も含めたごみの減量化・資源化の取り組みの周知 ③ 周辺市町村の動向や不法投棄対策等課題の把握
6	草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化
	<ul style="list-style-type: none"> ① 有機性廃棄物の資源化の検討や資源化技術の調査研究を実施します。 ② 草木類等の資源化の実施に取り組みます。
	<p>(主な推進のための取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 草木類の一部チップ化 ② 下水汚泥の一部堆肥化
7	食品ロス削減の推進【新規】
	<ul style="list-style-type: none"> ① 食品ロスへの理解を深めます。 ② 公共施設等において率先して食品ロスに取り組みます。
	<p>(主な推進のための取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品ロスダイアリー・生ごみ3キリ運動の推進 ② 学校・保育園等給食における食品ロス・生ごみ削減の推進

第 6 章 ごみの適正処理計画

第 1 節 収集・運搬計画

1-1 収集運搬の基本方針

本市は、市民に対してごみの分別排出を徹底するよう周知を図ります。
分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集運搬します。

1-2 収集運搬計画

収集運搬計画は以下に示すとおりです。

- ① ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集体制及び運搬体制を構築することにより、住民サービスの向上を図ります。
- ② 粗大ごみを除く家庭系ごみ及び生活系資源ごみの収集・運搬は、ステーション収集方式を継続します。
- ③ 容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討します。

第 2 節 中間処理計画

現在、本市では、蒲郡市クリーンセンター及びリサイクルプラザにおいて中間処理を行っています。将来的には広域化施設にてごみの焼却処理を実施する計画となっているため、広域化施設が稼働開始するまでは、既存施設の延命化により対応するものとします。そのため、既存施設の設備・機器等の維持管理に努め、必要に応じて適切な補修工事等の整備を実施するものとします。

また、リサイクルプラザについても、当面は既存施設にて処理を継続するものとし、設備機器の維持管理及び適切な補修により、延命化を図るものとします。

第 3 節 最終処分計画

最終処分については、新たな最終処分場の確保が困難であると考えられるため、既存施設の延命化を図る必要があります。そのため、ごみの排出抑制や資源化・再生利用、中間処理などによる減量化及び減容化に努め、今後の埋立量などを予測し、計画的に最終処分できるよう努めていきます。

最終処分に際しては、引き続き、一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとしませんが、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していきます。

第 7 章 ごみの処理施設整備

本市のごみ処理施設については、蒲郡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）が供用開始後 22 年、リサイクルプラザが供用開始後 19 年を経過し、老朽化がみられます。

ごみ焼却施設は、東三河ごみ焼却施設広域化計画において、将来的に広域化施設に統合される方針となっているため、適切な維持管理及び延命化に努めるものとし、広域化施設が稼働開始するまでは、基本的に現状の処理体制を維持するものとします。

なお、東三河ブロックにおいて、焼却施設の基幹的改良工事を実施している自治体もあり、本市においても基幹的改良工事（長寿命化工事）を視野に入れた施設整備の検討が必要です。

また、新規施設整備の際には、災害廃棄物処理にも対応し得る施設を検討する必要があります。

リサイクルプラザについては、現時点において具体的な広域化計画がないことから、本市におけるごみの処理と資源回収の効果を考慮しながら、効率的な施設整備を検討します。

施設更新までの期間については、中間処理施設及び最終処分施設において、現在と同様に、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるよう施設の維持管理に努めるものとします。

第 8 章 その他ごみ処理に関し必要な事項

第 1 節 不法投棄対策の強化

不法投棄は、地域の景観、良好な地域環境を損ない、周囲に悪影響を及ぼすものです。

本市では、ポイ捨て・不法投棄パトロールを実施するとともに、不法投棄されたごみの撤去やポイ捨て・不法投棄防止啓発活動も行っています。

今後もポイ捨てや不法投棄を防止するため、監視カメラ設置の増大や不法投棄防止パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施するとともに、不法投棄が犯罪であることをPRするとともに、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上のため、市民や事業者へ不法投棄などの未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止を図っていきます。

第 2 節 一般廃棄物処分業の許可と適正処理困難物への対応

2-1 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物の処分を事業として行おうとする場合、市長の許可を受ける必要があります。また、処理施設を設置しようとする場合は、愛知県知事の許可が必要な場合があります。

しかし、一般廃棄物は本市に処理責任があることから、原則的に本市が処理できない範囲について限定的な許可を行うものとします。

2-2 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬、農機具など、本市の施設では処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

なお、在宅医療廃棄物については、感染性の危険が考えられることから、医療機関での回収を強化していきます。

第 3 節 一般廃棄物収集運搬業の許可

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するため、事業者自身が廃棄物を処理施設に搬入するか、本市が許可をした一般廃棄物収集運搬業者に依頼する必要があります。

現在、一般廃棄物収集運搬業は充足している状況であり、適正な処理が行われ

ていると考えられることや、今後、事業系ごみ排出量が減少することが予測されていることから、一般廃棄物収集運搬業の許可については、本市の事業所数や必要性を考慮し、実施計画等で方針を定めるものとします。

第 4 節 地球温暖化防止に関する対応

本市では、『第 5 次地球温暖化対策実行計画』*（平成 31 年 4 月）を策定しており、地球温暖化の防止を目標として各種施策を着実に推進しています。

今後も、ごみの処理に伴って発生する温室効果ガスの発生量を監視するとともに、温室効果ガスの排出量削減に努めていきます。

*令和 5 年度を目標年度として、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 15%削減を目指します。最終的には国が定める「地球温暖化対策計画」に基づき、令和 12 年度には、26%の削減を目指します。

具体的な取り組みとして、省エネ設備や低公害車の導入促進、廃棄物の焼却量の削減、事務事業の効率化などによって、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

第 5 節 災害廃棄物処理計画に関する対応

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、『蒲郡市地域防災計画・水防計画』（平成 30 年度修正）及び『蒲郡市災害廃棄物処理計画』（平成 30 年 3 月）に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

また、迅速かつ計画的に処理するため、同計画に基づき、周辺の市町の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。